

4 今年度の活動内容

就労支援部会において、次の3点について協議を進めてきました。

(1) 乙訓圏域内の庁内実習の実施について

各行政に依頼をした結果、継続して受け入れることになった大山崎町役場と乙訓保健所、今年度から新たに取り組むことになった長岡京市役所での体験実習が試行されることになりました。向日市が調整役を担い「庁内実習の流れ（工程表）」を作成し、実習までの手順や必要な文書を整理しました。

また、実習者については、圏域の就労支援施設にも実習者募集の呼びかけをしました。

<資料3>

(2) 障がい者雇用促進について

障がい者就労支援ネットワークを構築することを目指し、企業と連携するための方策に重点的に取り組みました。企業を巻き込むために講演会や自由討論会を開催し、乙訓中小企業家同友会を中心とした企業にも聴講をしてもらい、その中で企業と顔つなぎができました。

また、障害者理解促進を目的として乙訓圏域内企業8社を訪問し、障がい者が働くことについて、実態を伝えるとともに意見交換を行いました。

(3) (A・B型) 就労継続支援事業所の現状と課題を確認するための聴き取り調査の報告について

平成29年度に実施した聞き取り調査の報告書を協力いただいた事業所を訪問し、調査結果の報告をしました。その時に企業から受託できる作業と自主製品についての聞き取りを行い、一覧にとりまとめました。

<資料4>

5 次年度の課題と方針

(1) 乙訓圏域内の庁内実習について

実習者・支援者・実習受入機関の実務を「庁内実習のフローチャート」として作成しましたが、平成30年度に試行した中で見直しが必要な部分もあり、庁内実習に関わる人・機関が庁内実習の流れと実務について理解できるようにする必要があります。実習者の目的（企業実習の前段階としての機会・他で作業する第一歩の機会など）を確認し、支援者・実習受入機関はそれぞれの立場から目的に合わせた関わりが求められます。

庁内実習は一般就労への支援が前提ですが、実習者によっては急な環境の

変化が受け入れにくい方もあり、新たな目標の機会としても利用できるよう、就労継続支援（A・B型）事業所にも実習参加者募集の案内を行います。また、試行段階では受入機関が福祉部局の範囲でしたが、福祉以外の部局の受け入れについても検討していく必要があります。

（２）障がい者雇用促進について

障がいを持った方の就労を促進するためには、行政、障害福祉サービス事業所、ハローワーク、しょうがい者就業・生活支援センター、教育機関、また医療機関や相談支援機関等、多岐にわたった就労支援ネットワークを構築することが必要です。「就労支援交流会（ネットワーク）」と「就労支援部会」と役割分担し、連携をしながら障がい者雇用促進に向けた取り組みを行うことが必要です。

＜資料５＞

＜添付資料＞

- 資料１ 講演「COCO ネット」会議に見る地域ネットワークの活用による就労支援と福祉就労の工賃向上を考える 案内
- 資料２ 就労部会主催自由討論会「乙訓で就労支援ネットワークを！」 案内
- 資料３ 平成 30 年度庁内実習報告
- 資料４ 就労支援事業所の自主製品・委託事業のとりまとめ結果
- 資料５ 乙訓の障がい者就労ネットワーク（案）